明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（国土交通七）　一
〔規　則〕
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委二）　一
〔告　示〕
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務三七～三九）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同四〇）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九四、九五）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同九六～九九）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一〇〇、一〇一）　五
○都市計画に関する件（関東地方整備局二一～二四）　五
○道路に関する件（沖縄総合事務局二）　五
〔国会事項〕
内閣　六
〔人事異動〕
内閣　六
〔叙位・叙勲〕
官庁事項　七
〔皇室事項〕
官庁事項　七
〔官庁報告〕
沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）　八
令和六年十二月中国際収支状況（速報）及び令和六年中国際収支状況（速報）（財務省）　八
〔資　料〕
官庁事項　九
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
建築基準適合判定資格者に対する処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他
〔省　令〕
○国土交通省令第七号　七
〔規　則〕
○原子力規制委員会規則第二号　九

省令

○国土交通省令第七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航空管制官） **第六十五条**　（略） 2　（略） 3　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所及び大分空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。 4～7　（略）	（航空管制官） **第六十五条**　（略） 2　（略） 3　函館空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所及び大分空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。 4～7　（略）

附　則

この省令は、令和七年二月二十日から施行する。

規則

○原子力規制委員会規則第二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の三十一第二項、第五十一条の三十三第四項、第六十一条の二の二第四項（同法第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。）、第六十一条の八の二第三項及び第六十八条第五項の規定を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月十九日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正）

第一条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第42条関係）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の３第８項において準用する同法第61条の２の２第４項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写

真

押　出
スタンプ

年　月　日生
年　月　日交付

原子力規制委員会　印

備考　この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

（指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則の一部改正）

第二条　指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則（平成二十年原子力規制委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一を次のように改める。

別記様式第１（第４条関係）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の31第２項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写

真

押　出
スタンプ

年　月　日生
年　月　日交付

原子力規制委員会　印

備考　この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

別記様式第二を次のように改める。

別記様式第２（第４条関係）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の33第４項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写

真

押　出
スタンプ

年　月　日生
年　月　日交付

原子力規制委員会　印

備考　この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

（原子力規制検査等に関する規則の一部改正）

第三条　原子力規制検査等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一を次のように改める。

別記様式第１（第６条関係）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の２の２第４項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写

真

押　出
スタンプ

年　月　日生
年　月　日交付

原子力規制委員会　印

備考　この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

別記様式第二を次のように改める。

別記様式第２（第６条関係）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第５項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写

押　出
スタンプ

真

年　月　日生
年　月　日交付

原子力規制委員会　印

備考　この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

（国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正）

第四条　国際規制物資の使用等に関する規則（令和六年原子力規制委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十六を次のように改める。

別記様式第26（第49条関係）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の８の２第３項又は同法第68条第５項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写

押　出
スタンプ

真

年　月　日生
年　月　日交付

原子力規制委員会　印

備考　この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

附　則

この規則は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）から施行する。